

幼児保育者相互主導型保育の探求(1) ～倉橋惣三の誘導保育理念を中心に～

佐藤 由桂
(上越教育大学大学院)

1. 問題の所在と目的

学校教育法第 77 条に定められているように、幼稚園教育の目的は「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること」にある。また、平成元年に改訂された『幼稚園教育要領』においては、幼稚園教育は「環境を通して行う」ことを基本とすると明記されている。すなわち幼稚園では、幼児の主体性を尊重し、幼児自らが興味や関心をもって意欲的にものごとにかかわり、試行錯誤しながら体験を通して学ぶことを重視している。

平成 10 年に改訂された『幼稚園教育要領』では、第 77 条に定められている目的規定の存在について改めて取り上げている。この改訂により新たに提言されている点を換言するならば、つまり保育の場に於ける「主体」である幼児の興味・関心や主体性を尊重しつつ、保育者は、その活動を単に見守り、必要に応じて援助するだけでなく、計画的に環境を構成し、保育のねらいに沿って幼児の活動を誘導すべきであるということ、要するに保育者の指導性を見直しについて言及していることが指摘される。本研究では、幼児の主体的活動と保育者の指導性が矛盾することなく、互いに充分発揮されている保育の在り方を「幼児保育者相互主導型保育」と称し、倉橋惣三(1882~1955)の誘導保育論を手がかりにその考察を試みるものである。

2. 倉橋惣三の誘導保育と「幼児保育者相互主導型保育」の探求～倉橋の「誘導」概念の萌芽とその変遷～

ここでの問題は、まず倉橋における「誘導」概念の萌芽とその変遷過程を明らかにすることにある。「誘導」という言葉が、公の場で用いられた最初は、明治 8 年に京都の柳池小学校に付設された幼稚遊戯場の概則における「學齡未滿ノ稚兒ヲ出シ遊戯娛樂ノ中ニ於テ發明ノ能力ヲ誘導シ他年就學ノ基ヲ立テ女師ヲシテ之ヲ教育セシムト・・・」という目的規定においてである。そして翌、明治 9 年に我が国で最初に設立されることとなる東京女子師範学校附属幼稚園の「開設之儀」の中では「方今小學校の設立漸に加はり學齡子女就學の途相開け、授業の方法稍端緒に就き候得共獨學齡未滿の幼稚に至つては、誘導の方其宜を得ざるが如く・・・」と、また「再應伺」では「幼稚園の儀は兒童の

爲め良教師をして専ら扶育誘導せしめ・・・」ということが明記されている。このようにして使われ始めた「誘導」という概念を更に発展させた上で保育の中核に据え、保育理論及び実践を展開したのが倉橋惣三である。

倉橋の保育論における「誘導」概念は、その論説に変化が見られる時期として三つの時期を想定することができる。まず明治後期から『就學前の教育』が刊行される昭和 6 年まで、つまり自らの「誘導」概念が形成されている時期を第 I 期(1909~1931)、その後独自の誘導保育論が体系付けられた昭和 7 年から終戦を迎える昭和 20 年までを第 II 期(1932~1945)、そして終戦を迎え「幼稚園」が学校教育体系の中に初めて位置付けられた時代に合わせて「誘導保育論」が再構築された時期を第 III 期(1946~1955)に限定し、その変遷過程を追ってきた結果、次のようなことが推測される。

第 I 期(1909~1931)

まず『就學前の教育』(1931)が刊行された第 I 期の「誘導」保育の在り方を換言すれば、そこでは、

- ①「環境による誘導」
- ②「幼児相互の誘導効果」
- ③「保育者自身の生活による誘発・誘導」

という三つの「誘導」の在り方が提唱されている。すなわち①「環境による誘導」とは、「物」や「場所」などの物的環境に保育者の教育的意図を事前に潜ませる保育の在り方である。幼児教育は、本来、保育者が保育場面に於ける主導権を握って教え込むような教育ではなく、幼児のさながらの生活、言い換えれば個々の自発性を「引き出してやらなければならない。促してやらなければならない。誘ってやらなければならない。導いてやらなければならない」のである。そのためは「理由によらず、力によらず、物によるが故に自発性を害わ」せず、且つ、その「物の後には教育者の意図」が潜んでいる、というような「間接教育」の在り方を主として採用していなければならない。次に、②「幼児相互の誘導効果」についてであるが、これは『就學前の教育』における「社会的」という就学前教育の方法原則、或いは初めての体系的な保育論である「保育入門」(1914~1915)における「相互的」という原則によって説かれているところの、幼児相互による

教育を促し導く原則である。この場合の保育者の役割は、幼児相互の傍らにあって、或いは相互の中にあつて、相互による教育的効果を誘導するものである。最後の③「生活による誘発・誘導」という原則は、保育者自身が先へと積極的に生活していることによる誘導効果、今で言うところの共同作業やモデルとしての役割を意味している。従つて、第Ⅰ期には、主に間接的な教育の在り方が説かれていたことが推測される。

第Ⅱ期（1932-1945）

第Ⅱ期には『幼稚園保育法真諦』（1934）や『系統的保育案の実際』（1935）を中心とする論稿の中で、第Ⅰ期の「誘導」概念に加え、更に、保育者の教育的意図を加味させた、「誘導保育案」に於ける「主題」による「誘導」ということが実践研究を通じて体系付けられている。すなわち、幼児の年齢や興味・関心、及び季節や行事に合ったものの中から保育のねらいが実現され得るものを「主題」として選択し、或いは子どもとの話し合いの中で決定し、その「主題」に基づいた環境を、事前に、ないしは活動の展開に合わせて随時、構成・再構成しながら、保育者も共に活動し、見守り、時に相談役や指導者としてかかわることによって計画的にその活動を誘導していくものである。言い換えれば、保育者が指導性を十分に発揮していながら、幼児の主体性をも尊重し得る保育の在り方である。幼児の自由な遊び活動を単に見守り、必要に応じて援助するだけでは、偶発的で「刹那的断片的」になり易いが、誘導保育案による保育では幼児の主体的活動から保育を出発させていながら計画的に幼児の興味を誘導し、主体的に保育活動を展開することが可能である。

第Ⅲ期（1946-1955）

戦後の第Ⅲ期には、第Ⅱ期よりもむしろ第Ⅰ期の頃の「誘導」概念に近付き、幼児のさながらの生活を幼稚園の生活形態として実現すべきことを主張している。ここでの「誘導」概念が目指していることは、幼児のどこまでも自然な生活であり、幼児生活の「自己充実」である。戦後書かれた論稿には、「誘導」という言葉が殆ど見られておらず、幼児の生活を主にしてそれを見守り、教育の機会をうまく捉えて活かすというような「機会教育」の在り方が強調されている。

従つて、第Ⅰ期と第Ⅲ期の「誘導」概念は、比較的、「幼児主導型保育」と称され得るものに近いものである。それに対し、「誘導保育論」が体系付けられた第Ⅱ期には、「誘導保育案」の立案に始まり、教育的意

図の加味された「主題」の選択やそれに応じた計画的な環境構成、及びねらいや内容などの明確な保育計画に沿って、幼児の主体的活動を誘導するというような、保育者の指導性が充分発揮されている保育が説かれており、ここに「幼児保育者相互主導型保育」の在り方を垣間見ることができるのである。そこで、明治の後期から昭和30年に至る倉橋惣三の全著作活動期間の中で、特に、第Ⅱ期（1932~1945）の「誘導」概念及び誘導保育論と関連付けて、筆者は、「幼児保育者相互主導型保育」の在り方を探ってみたいと考えたのである。保育者の指導性が失われず、且つ、幼児の主体的生活活動が充分発揮されるような「幼児保育者相互主導型保育」の根本原理は、倉橋の「誘導」という保育理論において、その萌芽を求めることができよう。

3. まとめ

平成10年に改訂された『幼稚園教育要領』では、幼稚園教育の本来の目的へと再び立ち返ることや保育者の主体的な保育活動を見直すことの必要性から、幼児主導型の保育と比べて保育者の「指導性」が多少前面に出た「幼児保育者相互主導型保育」が求められているというように解釈できる。すなわち保育者の主体的保育活動と幼児の主体的な生活活動とが矛盾することなく発揮されるような保育の在り方である。そしてその保育の在り方は、倉橋惣三が提唱している「誘導保育論」においてその源流を見ることができる。この「誘導保育」とは、つまり幼児の生活や興味、年齢や発達段階に即して「主題」を設け、その「主題」を中心に幼児の遊びの生活を誘導し、保育のねらいをその活動において統合させる保育の在り方であり、誘導保育における保育者の指導性には、第一に「主題」の中に教育的意図を加味させ、その活動の中で幼児に経験させたい保育内容を事前に計画すること、第二に「主題」に基づく環境構成を事前に、また活動の中で随時行い、幼児の自発的活動を充分発揮させ、「自己充実」を味わえるように導いていくこと、そして第三に保育者自らが生き生きとその活動に取り組んでいることによって幼児の自発性を促す、という三つの主な指導方法が挙げられている。このように、保育者の主体的保育活動と幼児の主体性が共に発揮されるという点で、倉橋の誘導保育論実践は「幼児保育者相互主導型保育」と称され、今後、更に学ぶべき保育の在り方である。

引用・参考文献：

倉橋 惣三・新庄 よし子『日本幼稚園史』（臨川書店 1930）
倉橋 惣三『幼稚園保育法真諦』（東洋書店 1934）他